

次期岐阜県強靱化計画 骨子案

I 岐阜県強靱化計画について

1 計画の位置づけ

- ・ 県の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として位置付け。(国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画)

2 策定の趣旨

- ・ どんな自然災害※が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げることを目的に策定（H27.3）。

※5つの自然災害を想定：風水害、渇水、大雪、地震、火山災害

3 見直しのポイント

(1) 現行計画の検証結果の反映

- ・ 進捗状況の分析・評価を行い、目標値の改定や進捗を図るための対応策を検討。

現行計画の進捗状況：別紙1

(2) 国計画の見直し内容の反映

- ・ 近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて変更された国計画を反映。
- ・ 本県での災害経験や直近の内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果を加味。

4 計画期間

- ・ 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間。

II 見直し後の計画の全体構成（案）

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

○想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化

- ・ 気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化などを踏まえ、今後も強靱化の取組みを緩めることなく強化。

○自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ

- ・ 県民の命を守り、命をつないでいくため、ハード面での防災対策を加速していくことに加え、「自助」、「共助」の底上げを図る。

○「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る

○日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献

2 基本目標

- ・ 県民の生命の保護が最大限図られること
- ・ 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 本県の特性を踏まえた取組推進

- ・ 過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が常態化してきたこと、直近の平成30年7月豪雨災害も念頭に置いて取組みを推進。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・ 限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、事業の効率性確保に配慮。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）後においても必要となる予算・財源の安定的確保を図り強靱な県土づくりを推進。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組み

- ・ 強靱化の担い手は県民一人ひとりであるという視点に立ち、防災教育を進めるとともに、防災リーダー・消防団員等防災人材の育成を図る。
- ・ 県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組みを進める。

第2章 本県の地域特性

1 地理的・地形的特性

- 3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートル地帯まで、高低差の大きい複雑な地形
- 南海トラフ地震や内陸直下地震の発生が懸念
- 御嵩町を中心とする中濃・東濃地域に亜炭鉱廃坑が存在
- 県内の道路・河川施設は全国トップクラスの多さ

2 気候的特性

- 多雨地域であり、近年、短期的・局地的豪雨が増加傾向
- ・ 木曾三川流域の平均年間降水量は約2,500mm、特に山間部は3,000mm超

3 社会経済的特性

- 日本を支える中部圏経済の一翼
- 自動車依存度の高さ
- 長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展
- 災害時に支援を要する高齢者や障がい者が増加
- 地域の安全・安心を担う人材が減少傾向

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪

- ・平成 30 年 7 月豪雨など現行計画策定後に県内で発生した甚大な風水害に関する記載を追加。

2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

- ・平成 29・30 年に県が行った内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果を反映。

3 火山災害

- ・噴火警戒レベルなど県内の 5 つの活火山に関する記載を更新。

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ・「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するため現状と課題について、以下の枠組み及び手順により、対応方針を検討。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- ・本県の地域特性や災害リスクを踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		3	大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生
		5	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
		6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		8	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		9	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		10	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		11	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	12	県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		13	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		15	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		16	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	17	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		18	地域交通ネットワークの県内各地での分断
		19	異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	20	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		21	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	22	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		23	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		24	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		25	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		26	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

○26の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価。

脆弱性評価結果：別紙2（総括）、別紙3

○その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を実施。

(個別施策分野)

- | | |
|--------------|------------------------|
| ①交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| ②国土保全 | ～火山、河川、砂防、治山等対策～ |
| ③農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| ④都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| ⑤保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| ⑥産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| ⑦ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| ⑧行政機能 | ～公助の強化～ |
| ⑨環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

(横断的分野)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ⑩リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の底上げ～ |
| ⑪官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| ⑫メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |

太字：国見直し内容

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の整理
- 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針
- 3 施策目標とする指標の設定

第6章 計画の推進

- 1 施策の重点化
- 2 毎年度の年次計画の策定
- 3 計画の見直し

<参 考>

○計画見直しの主なスケジュール

令和元年	6月 4日	第1回県強靱化推進本部
	8月 8日	第1回県強靱化有識者会議（計画骨子案）
	8月 13日	市町村意見照会（計画骨子案）
	8月 27日	県議会総務委員会委員協議会（進捗状況報告）
	9月 19日	県議会基本計画骨子案説明会
	10月 7日	県議会総務委員会（計画骨子案）
	11月	第2回県強靱化有識者会議（計画素案）
	12月	県議会総務委員会（計画素案）
	12月～1月	パブリックコメント
令和2年	1月	第3回県強靱化有識者会議（計画最終案）
	2月	第2回県強靱化推進本部（計画最終案）
	3月	県議会へ計画最終案上程